

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定し
たので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医
及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令
第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

- ◇告示 健康保険法による保険医療機関の指定
結核予防法による医療機関の指定
結核予防法による指定医療機関の辞退
町営土地改良事業の認可
数人が共同して行なう土地改良事業の認可
青谷町奥崎養郷土地改良区の成立
国土調査法による地籍調査の成果の認証
道路の位置の指定
- ◇選管告示 地方自治法の規定による選挙権を有する者
の総数の五十分の一の数及び三分の一
の数
漁業法の規定による選挙権を有する者
の総数の三分の一の数
- ◇正誤 昭和三十九年十一月十七日付け鳥取県告示第
六百三十五号中訂正
昭和三十九年十二月十九日付け鳥取県人事委
員会規則第三十四号中訂正

名	称	所	在	地	診療科	開設者氏名	指	定	年	月	日	採用点数表
福永医院		気高郡青谷町		内科、外科、産婦人科	福永 達郎	昭和三十九年十二月二十九日						乙表点数表
伊藤歯科医院		鳥取市吉方二七〇		歯科	今田 晴隆	昭和四十年一月一日						歯科点数表

鳥取県告示第三十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指	定	年	月	日	名	称	所	在	地	開設者
昭和四十年一月一日					鳥取博愛病院		鳥取市瓦町九番地		外山 美夫	

鳥取県告示第四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞	退	年	月	日	指	定	医	療	機	関	の	名	称	所	在	地
昭和三十九年十二月三十一日					鳥取博愛病院		鳥取市瓦町九番地									

鳥取県告示第四十一号

八頭郡用瀬町から申請のあつた町営土地改良（江波農道橋改良）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十二号

気高郡青谷町大字奥崎二〇六番地 竹中定美ほか十八人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（農用地造成）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年一月二十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十三号

気高郡青谷町大字奥崎一六一番地 前家寛二ほか十六人の者から申請のあつた青谷町奥崎養郷土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和四十年一月二十六日成立した。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により定めた昭和三十五年度及び昭和三十六年度の事業計画に基づき名和町が実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十年一月二十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
昭和四十年一月二十六日

申請人の住所氏名

米子市上福原一九一九番地

山川 忠 善

道路の位置の指定場所

米子市上福原字北濱新田ノ四

破 二 朗

道路の幅員及び延長

幅員 四メートル

延長 一六二メートル

八八八八八八八八八八八八
七七七五五六六六五五五五五五
二二二四二〇〇四四四四四四
番番番番番番番番番番番番
一七三三三三三三三三三三
七六一五四六三三三三三三
のののののののののののの
部部部部部部部部部部部部

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の

総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長

加

藤

定

治

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、二八一人
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の 三分の一の数 一一一、三四四人
- 鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二一、四六三人
- 米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二〇、七五三人
- 倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一〇、六一九人
- 境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八八八人
- 岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、二〇三人
- 八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、八三三人
- 気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、四六八人
- 東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五、八三四人
- 西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、六四六人
- 日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七、六三五人

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の

数は、次のとおりである。

昭和四十年一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長

加

藤

定

治

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二、六八〇人

正 誤

昭和三十九年十一月十七日付け鳥取県告示第六百三十五号中次の箇所_(一)に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行

誤

正

二十四 上 一

岩実町

岩実町

昭和三十九年十二月十九日付け鳥取県人事委員会規則第三十四号中次の箇所_(一)に誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行

誤

正

三 上 三

職員で

職員

七 下 十

第五条第

第五条

七 下 終りから二

鳥取県条例第四十号()

鳥取県条例第四十号()

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷者 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一部月価 二五〇円(送料共)